

鳥取県告示第736号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平井伸治

鳥獣保護区の名称	鳥獣保護区の区域	鳥獣保護区の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
扇ノ山鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取市と若桜町との境界を南方に進み、鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の鳥取市に係る398林班と403林班との境界に至り、同境界を北西に進み、398林班と399林班との境界に至り、同境界を北方に進み、市道雨滝1号線に至り、同市道を北西に進み、同市道北側の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と管滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道鷺島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカが増加傾向にあり、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理等の対策を、土地所有者と連携して、推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
氷ノ山鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字茗荷谷地内の国道482号の尾出見橋を起点とし、同所から同国道を北東に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み、国道29号に至り、同所から国道を西方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る320林班と321林班の境界に至り、同境界を北東に進み、320林班と322林班の境界に至り、同境界を北に進み、鳥取森林管理署小船山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、315林班と318林班の境界に至り、同境界を南西に進み、316林班と318林班の	"	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、周辺地域で特定外来生物種のソウシチョウやヌートリアが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>当該区域は、豊かな自然を有し、森林鳥獣生息地として重要な場所であるが、近年、ニホンジカが急激に増加しており、その食害により植物相の衰退がみられ、植物相の変化に伴う昆虫、</p>

	<p>境界に至り、同境界を南に進み、316林班と317林班の境界に至り、同境界を南西に進み、国道29号線に至り、同国道を北西に進み、林道久曾木谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同所から同国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西及び東方に進み、158林班と159林班との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>鳥類、哺乳類等の動物相への影響拡大が危惧されている。鳥獣保護区であるが、ニホンジカについては、他の野生鳥獣への影響を最小限にするためにニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者と連携して、積極的に推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山や自然探索など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
芦津鳥獣保護区	<p>八頭郡智頭町大字芦津に所在する鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班の南西端が北股川と接する地点を起点とし、同所から同国有林と民有林との境界を北東に進み、千代川森林計画区の智頭町に係る166林班と169林班との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河谷との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署沖ノ山国有林と鳥取県内の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同国有林60林班の北西端と北股川とが接する地点に至り、同所から北股川を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	"	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、近隣地域で特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカの増加が著しく、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者と連携して、積極的に推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
沢川鳥獣保護区	<p>鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、</p>	"	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカが増加傾向にあり、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保</p>

	同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八頭町との境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理等の対策を土地所有者と連携して、推進していく。
布勢桂見 鳥獣保護 区	鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大梅線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道大梅1号線に至り、同市道を南西に進み、市道大梅野坂1号線に至り、同市道を南西に進み、千代川森林計画区の鳥取市に係る115林班F小班と115林班G小班の境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と115林班の境界に至り、同境界を南西に進み、164林班と118林班の境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と165林班の境界に至り、同境界を北方に進み、165林班C小班と165林班D小班の境界に至り、同境界を西方に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み、同県道と市道古海高住線の交点に至り、同市道を北東及び東方に進み、同市道と県道鳥取空港布勢線との交点に至り、同県道を南方に進み、同県道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	"	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を検討していくとともに関係機関及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>アライグマやヌートリア等の特定外来生物種については、生息数増加、分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>